

平成26年度低公害車導入促進助成制度について

(概 要)

1. 助成金対象車両

車両総重量2.5トン超の下記車両のうち、平成26年4月1日～平成27年3月17日までに登録が完了する車両を助成対象といたします。

※(1)～(2)は初度登録の車両に限ります。

(1) 天然ガス自動車

(2) ハイブリッド自動車

(3) 天然ガス自動車(使用過程にあるディーゼル車からの改造)

2. 導入台数要件

導入台数の要件は設けていませんが、国土交通省の補助要件では購入の場合について、同一年度で3台以上の導入要件がありますのでご注意ください。

(但し、資本金3億円以下又は従業員300人以下の事業所で、①グリーン経営認証登録済み事業者、②Gマーク認定済み事業者、③ISO9001・14001適合組織については1台から買取が可能です。また、※経年車の廃車を伴う新車導入については1台より導入可能となっております。)

リースの場合はリース事業者に3台要件がかかるため1台から導入可能です。

※「経年車」とは貨物自動車運送事業の用に供した自動車とし、平成26年度中に新規登録年月日を起算日として11年以上経過している自動車をいう。

※「廃車」とは使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき引取業者に使用済自動車を引き渡すことをいう。

※ 経年車の廃車を伴う新車導入の廃車する自動車は、引取業者に引渡した日(引取日)以前過去1年間以上所有していること。

3. 協調補助

国及び全ト協並びに和ト協の補助金を併用することを条件と致します。

ただし、やむを得ず国の補助要件を満たせない車両については、国の補助金の併用を条件としない。

4. 助成率・助成額

別表に定めるとおりといたします。

5. 申請受付期間

平成26年4月1日～平成27年1月31日

※上記期間内であっても、予算に達した場合は、その時点までとします。

6. その他

以下に該当するものについては、国の補助金の対象外となりますのでご注意ください。

(1) 割賦販売等により自動車販売会社等に車両の所有権が留保されているもの。

(2) 手形により支払われたもの。

※補助金の交付を受ける事業者は、別に定める調査票に基づき、低公害車導入の効果等を都道府県ト協に報告する必要があります。

※国の補助金については、年度内の導入時期に係わらず平成26年9月1日から9月30日までに交付予定枠申請を行い、内定通知書を取得する必要がありますのでご注意ください。

平成26年度 低公害車助成額等一覧

◎天然ガス自動車(新車)

(リース、買取り)

価格差の1/6

(単位=円)

最大積載量	価格差	国土交通省		全ト協	地ト協	計	ユーザー負担
2tクラス	806,000	新車導入のみ (価格差の1/3)	268,000	135,000	134,000	537,000	269,000
		経年車の廃車を 伴う新車導入 (価格差の1/2)	403,000	135,000	134,000	672,000	134,000
4tクラス	3,029,000	新車導入のみ (価格差の1/3)	1,009,000	505,000	504,000	2,018,000	1,011,000
		経年車の廃車を 伴う新車導入 (価格差の1/2)	1,514,000	505,000	504,000	2,523,000	506,000

◎ハイブリッド自動車

(リース、買取り)

価格差の1/8

(単位=円)

最大積載量	価格差	国土交通省		全ト協	地ト協	計	ユーザー負担
2tクラス	780,000	新車導入のみ (価格差の1/3)	260,000	98,000	97,000	455,000	325,000
		経年車の廃車を 伴う新車導入 (価格差の1/2)	390,000	98,000	97,000	585,000	195,000
4tクラス	2,697,000	新車導入のみ (価格差の1/3)	899,000	338,000	337,000	1,574,000	1,123,000
		経年車の廃車を 伴う新車導入 (価格差の1/2)	1,348,000	338,000	337,000	2,023,000	674,000

◎天然ガス自動車(使用過程車改造)

定額助成

(単位=円)

最大積載量	改造費	国土交通省		全ト協	地ト協	計	ユーザー負担
2tクラス	806,000	改造費の1/3	268,000	100,000	100,000	468,000	338,000
4tクラス	3,029,000	改造費の1/3	1,009,000	100,000	100,000	1,209,000	1,820,000

※地方トラック協会の助成額は、全ト協に準じて行う場合の助成例とする。

※地方自治体の補助がある場合、地方トラック協会または、地方トラック協会と全日本トラック協会のそれぞれの助成額から減額することができる。

※大型車等の定めのない車種の助成金交付額は、個別に判断する。

低公害車導入促進助成金交付要綱 (平成26年度分)

(公社)和歌山県トラック協会

(目 的)

第1条 公益社団法人和歌山県トラック協会（以下「協会」という。）は、会員事業者が低公害車を導入した場合、購入（リース）に係る費用の一部を助成することとし、以て環境問題対策事業を推進するとともに会員事業所の経営安定の一助に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱における用語の定義は次に掲げるとおりとする。
「低公害車」とは車両総重量2.5トン超の天然ガス自動車（使用過程にあるディーゼル車からの改造を含む）、ハイブリッド自動車をいう。

(助成対象)

第3条 助成対象事業者は、協会々員事業者で会費の滞納がない事業者とする。

(助成金の交付額)

第4条 助成金の交付額は別表に示すとおりとする。但し、地方公共団体等による補助があるときは、助成金額を変えることができる。
2 消費税は助成の対象外とする。

(助成申請期間)

第5条 本要綱に定める助成申請期間は、平成26年4月1日から平成27年1月31日までとする。但し、予算限度額に達した場合は、その時点を以て終了とする。

(車両の登録)

第6条 助成の対象となる車両は、和歌山県内登録の営業用貨物自動車で当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の3月17日までに登録を完了するものでなければならない。
2 前項の登録は初度登録でなければならない。（使用過程にあるディーゼル車からの改造天然ガス自動車を除く。）

(交付申請)

第7条 会員事業者は、様式1「低公害車導入促進助成金交付申請書」により助成期間内に申請を行うものとする。
2 前項の申請には、協会で定める書類を添付し、申請を行うものとする。

(交付決定)

第8条 協会は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその申請を審査し、全ト協へ送付し全ト協より交付決定通知があった場合、会員事業者に対して、確定通知により通知する。

(導入実績報告)

第9条 低公害車導入事業が完了したときには、完了した日から1ヶ月以内にリースによる導入の場合はリース会社より、購入による導入の場合は会員事業者より低公害車導入促進助成事業実績報告書(助成金交付請求書)を協会へ提出する。

(助成金の交付)

第10条 協会は前条の低公害車導入促進助成事業実績報告書(助成金交付申請書)の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、当該車両がリースによる導入の場合は会員事業者のリース契約先に対して、購入による導入の場合は会員事業者に対してそれぞれ助成金を交付する。

(財産の処分の制限)

第11条 会員事業者は、交付対象となった車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。但し、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。

2 前項による処分が行われたときは、協会へ報告しなければならない。

(報告の義務)

第12条 助成金の交付を受けた会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所要の報告をしなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合は、別に定めるものとする。

(附 則)

1. この要綱は、平成26年4月1日より実施する。